

- 制定・改廃の概要 -

条例・規則名 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行
細則

公布年月日・番号 平成 15 年 3 月 28 日・東京都規則第 82 号

1 概要

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正 7 年法律第 32 号）を全部改正する鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令（平成 14 年政令第 391 号）及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成 14 年環境省令第 28 号）が平成 15 年 4 月 16 日に施行されることに伴い、東京都鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行細則（昭和 55 年東京都規則第 1 号）の全部を改正する。

改正の主要な項目は次のとおり

- (1) 法律名の改正による細則題名の改正
- (2) 法律等の全部改正に伴う根拠条文等の改正
- (3) 鳥獣の保護に支障がないと認められる行為の改正
- (4) 狩猟者登録変更登録の新設等に伴う別記様式の追加、修正

2 施行期日

平成 15 年 4 月 16 日

3 問い合わせ先

環境局自然環境部部計画課鳥獣保護担当
直通電話 03(5388)3505
都庁内線 42-663